

令和8年度試掘確認調査業務委託契約書(案)

新潟県（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）
とは、令和8年度試掘確認調査業務について、次の条項により委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務の名称 令和8年度試掘確認調査業務
- (2) 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 実施場所 県内遺跡

(委託期間)

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年 月 日（ ）から令和9年3月31日（水）までとする。

(委託料)

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金 _____ 円とする。
（うち、取引にかかる消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円）

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金 _____ 円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 甲は、乙が契約保証金を納付したときは、保管証書を乙に交付するものとする。
- 4 契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。
- 6 乙は、前項の定めにより契約保証金の還付を請求するときは、第3項の定めにより、交付を受けた保管証書を甲に返さなければならない。
- 7 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等

を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第9条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(成果報告書の提出)

第11条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、業務の成果が前条の検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求できないものとする。

第15条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第 7 項の規定により確定したとき、又は独占禁止法第 65 条から第 67 条の規定による審決（独占禁止法第 66 条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す場合の審決及び独占禁止法第 67 条第 2 項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第 5 項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

(5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認められたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若し

くは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときはその損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1
甲 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

住所
乙 氏名